

【指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書】

1 事業者の概要

名 称	株式会社コネクトケア・アンド・パートナーズ
法人の所在地	東京都町田市森野1-32-13 新光森野ビル 2F-A号室
法人の電話番号	042-860-7997
代表者氏名	柴 和夫
法人が所有する 営業所の種類・数	訪問介護（介護予防訪問介護）1箇所 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 1箇所

2 本事業所の概要

事業所の名称	コネクトケア町田
事業所の所在地	東京都町田市森野1-32-13 新光森野ビル 2F-A号室
事業所番号	1313201814 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
営業日、営業時間	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後6時
サービス提供日、時間	原則午前9時～午後6時までとする。365日、24時間電話等により常時連絡が可能な体制とする。時間外のサービス提供は相談に応じる。
サービス提供地域	町田市、相模原市
事業の目的及び 運営方針	障害者（児）である利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。他機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所の職員体制（令和7年3月現在）

従業者の種類	人 数	
	総 数	内 訳
介護福祉士	1 1	常勤 5 非常勤 6
ホームヘルパー・介護職員初任者研修等	1 2	常勤 1 非常勤 1 1

4 提供するサービス

（1）サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護	食事介助 食事の介助を行います
	入浴介助・清拭 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います
	排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います
	特段の専門的配慮を持って行う調理 医師の指示に基づき、適切栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食）の調理を行います
	更衣介助 上着、下着の更衣の介助を行います
	身体整容 日常的な行為としての身体の整容を行います
	体位変換 床ずれ防止のための体位変換を行います
	移動・移乗介助 室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います
	服薬介助 配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行います
	起床・就寝介助 ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います
	口腔ケア介助 歯磨き・義歯洗浄・うがいなどの介助を行います。
	家事援助 利用者の調理、掃除、洗濯を行います その他、利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います
	自立生活支援の為の見守りの援助等 利用者と一緒に手助けしながら行う調理を行います 入浴、更衣等の見守りを行います ベッドの出入時など自立を促す為の声掛けを行います 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について声掛けや援助を行います 車いすで移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるように援助します 転倒予防等の為の見守り・声掛けを行います
通院等	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談の為に利用する場合に限る）の為の屋内外における移動等の介助又

介 助	は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います
--------	---------------------------

サービス区分と種類		サービスの内容
重 度 訪 問 介 護	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います

5 居宅介護員の禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除や庭の手入れ、ペットの世話等）
- ⑤利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥医療行為
- ⑦利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類の預かり
（ただし、買い物等に伴う少額の金銭取扱は可能。また、特別な事情がある場合はその限りではない）

6 主たる対象者

（1）居宅介護

身体障害者(18歳未満の者を除く)	知的障害者(18歳未満の者を除く)
精神障害者(18歳未満の者を除く)	難病等対象者(18歳未満の者を除く)
障害児(18歳未満の身体障害児、知的障害児、精神障害児及び難病等対象児)	

（2）重度訪問介護

肢体不自由者(18歳未満の者を除く)	知的障害者(18歳未満の者を除く)
精神障害者(18歳未満の者を除く)	難病等対象者(18歳未満の者を除く)

7 利用料金

- （1）利用者は、サービスの対価として次に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。お支払いいただく負担額は、サービス費用額の1割です。

※月額負担上限額については、各市区町村が定めた額とします。支給決定量を超えたサービス費用額は10割負担とします。（自己負担）

【基本料金】

◆居宅介護

身体介護	基本料金	利用料
30分未満	2670円	267円
30分 ～ 1時間	4229円	422円
1時間 ～ 1時間30分	6147円	614円
1時間30分 ～ 2時間	7019円	701円
2時間 ～ 2時間30分	7891円	789円
以降30分増すごとに	872円追加	87円追加

家事援助	基本料金	利用料
30分未満	1100円	110円
30分 ～ 45分	1591円	159円
45分 ～ 1時間	2060円	206円
1時間 ～ 1時間15分	2496円	249円
1時間15分～1時間30分	2877円	287円
以降15分増すごとに	370円追加	37円追加

◆通院等介助

身体介護あり	基本料金	利用料
30分未満	2670円	267円
30分 ～ 1時間	4229円	422円
1時間 ～ 1時間30分	6147円	614円
1時間30分 ～ 2時間	7019円	701円
2時間 ～ 2時間30分	7891円	789円
以降30分増すごとに	872円追加	87円追加

身体介護なし	基本料金	利用料
30分未満	1100円	110円
30分 ～ 1時間	2060円	206円
1時間 ～ 1時間30分	2877円	287円
1時間30分 ～ 2時間	3607円	360円
2時間 ～ 2時間30分	4338円	433円
以降30分増すごとに	730円追加	73円追加

◆重度訪問介護

	基本料金	利用料
1時間未満	1994円	199円
1時間 ～ 1時間30分	2975円	297円
1時間30分 ～ 2時間	3967円	396円

	基本料金	利用料
3時間30分 ～ 4時間	7935円	793円
4時間～8時間(30分増毎)	926円追加	92円追加
8時間～12時間(30分増毎)	926円追加	92円追加

2時間 ～ 2時間30分	4959円	495円
2時間30分 ～ 3時間	5951円	595円
3時間 ～ 3時間30分	6932円	693円

12時間～16時間(30分増毎)	872円追加	87円追加
16時間～20時間(30分増毎)	937円追加	93円追加
20時間～24時間(30分増毎)	872円追加	87円追加

- ※1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ※3 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります

【初回加算】

居宅介護・重度訪問介護とも一月あたり2180円（利用料218円）

* 初回加算とは、当該事業所が新規に計画を作成し利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合に算定されます。（サービスの初回時もしくは初回に属する月）

【緊急時対応加算】

居宅介護・重度訪問介護とも一回あたり1090円（利用料109円）

* 緊急時対応加算とは、利用者又は家族等からの要請に基づき、計画において計画的に訪問することとなっていない障害福祉サービスを行った場合を言う。（月に2回を限度とする）

【喀痰吸引等支援体制加算】

居宅介護・重度訪問介護とも一回あたり1090円（利用料109円）

* 利用者1人1日当たり

【福祉・介護職員処遇改善加算】

居宅介護 一月あたり合計金額の30.3%（利用料は利用料合計額の3.03%）

重度訪問介護 一月あたり合計金額の19.2%（利用料は利用料合計額の1.92%）

* 福祉・介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して算定するものです。

【交通費】

- (1) サービス提供地域として定める町田市、相模原市における居宅介護等サービス利用については交通費が無料となります。それ以外の地域への居宅介護等サービス提供につきましては、要した交通費の自費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施区域を越えて1kmにつき10円を徴収致します。
- (2) 通院等介助における居宅介護員の公共交通機関の交通費は利用者の自費負担となります。

【その他】

利用者の居宅において居宅介護員がサービスを実施するため使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

【キャンセル料】

利用者は、事業者に対して、居宅介護等サービス提供の前日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。居宅介護等サービス提供の前日の午後5時までに通知することなく、サービス利用を中止する場合、事業者は、利用者に対して1提供あたりの基本料金をいただきます。（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は除く）

【支払方法】

上記利用料金の支払いは1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、月末までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。

ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 障害福祉サービスについて給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、障害福祉サービスの種類に伴う計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

- ③障害福祉サービスの提供にあたっては、適切なサービス提供をするために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住 所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

10 この契約に関する相談・苦情の窓口等

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	田中 千寿
電話番号	042-860-7997
受付時間	月～金曜日(12月29日～1月3日を除く) 9～18時

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当者	町田市障がい福祉課
電話番号	042-724-2148
受付時間	月～金曜日 8時30分～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9～17時

11 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者名	田中 千寿
----------	-------

令和 7 年 月 日

上記の内容について利用者に説明を行いました。

事業者

<法人住所> 東京都町田市森野1-32-13 新光森野ビル2F-A号室
<法人名> 株式会社コネクトケア・アンド・パートナーズ
<代表者名> 柴 和夫
<事業所名> コネクトケア町田
<事業所住所> 東京都町田市森野1-32-13 新光森野ビル2F-A号室
<電話番号> 042-860-7997
<説明者>

上記の内容について事業所から説明を受け同意をしました。

利用者

<住所>

<名前>

家族又は代理人

<住所>

<名前>

続柄()